

# 平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止・縮減 ）

No	1	府省庁名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他(都市計画税)	
見直し項目名	PFI選定事業者が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置の延長	
見直し内容(概要)	<p>PFI選定事業者が設置する廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設に係る不動産取得税及び固定資産税並びに都市計画税の課税標準の特例を廃止する。</p> <p>(内容)</p> <p>固定資産税：家屋、償却資産の課税標準を1/2とする(地方税法附則第15条第3項の適用も受ける償却資産の課税標準は1/4)。</p> <p>都市計画税：課税標準を1/2とする。</p> <p>不動産取得税：課税標準を1/2とする。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第11条第17項、15条第3項、第37項</p> <p>地方税法施行令附則第7条第21項、第22項、11条第54項</p> <p>地方税法施行規則附則第3条の2の17、6条第18項、第75項</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>PFI方式を利用した一般廃棄物処理施設の整備が平成20年には全国で12件行われており、その整備は着実に進みつつある。(平成19年10件 平成20年12件)</p> <p>他方、近年は、本特例措置の対象となるPFIの方式(BOO方式・BOT方式)による民有の一般廃棄物処理施設の整備が新たに計画されず、税負担が生じない他のPFI方式による施設整備が進展しつつあるため、当税制の目的は達成されたものと判断したものの。</p>	
増収見込額	(単位：百万円)	